

真岡市建設工事入札参加資格者格付け基準

(趣旨)

第1条 建設工事における入札参加資格者の格付けは、真岡市建設工事等請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）に定めるもののほか、この基準によるものとする。

(格付けの決定)

第2条 市長は、選定要綱第4条第2項の規定による格付けは、工種ごとに総合点数を付するとともに、次に掲げる工種について格付けを付するものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) とび・土工・コンクリート工事
- (4) 電気工事
- (5) 管工事
- (6) 舗装工事
- (7) 造園工事
- (8) 水道施設工事
- (9) 解体工事

(総合点数及び格付けに関する基準)

第3条 総合点数は、経営事項審査評価事項の数値（以下「経営事項審査評価点数」という。）と技術評価事項の数値（以下「技術評価点数」という。）を合計し算出するものとする。

2 前条に掲げる工種にあつては、前項の総合点数に基づき、別表1により格付けを付するものとする。

(経営事項審査評価点数)

第4条 経営事項審査評価点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値（P）とする。

(技術評価点数)

第5条 技術評価点数は、次の各号について、別表2により算出した合計によるものとする。

- (1) 真岡市及び市内各土地区画整理組合発注工事の工事成績
- (2) 真岡市優良建設工事表彰要綱（以下「表彰要綱」という。）に基づく優良表彰受賞歴
- (3) 真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく文書注意及び指名停止の措置状況
- (4) 障がい者の雇用に関する状況
- (5) 保護観察対象者等の雇用協力の状況
- (6) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の有無、又は同計画の実績等に対する認定の有無
- (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の有無、又は同計画の実績等に対する認定の有無若しくは栃木県が実施する「男女生き生き企業」認定制度に基づく認定の有無
- (8) 建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定の有無
- (9) 真岡市消防団員の雇用に関する状況
- (10) 建設業労働災害防止協会への加入の有無

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項、その他必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 真岡市建設工事格付基準（平成19年4月適用）は廃止する。
- 3 平成21・22年度における入札参加資格の格付けにあたっては、第5条各号の規定は適用しないものとする。
- 4 平成23・24年度における入札参加資格の格付けにあたっては、第5条第1号の規定による工事成績は、前々年の4月1日以降に契約となったもので前年の12月31日までに完成した工事とする。
- 5 二宮との合併に伴う経過措置により「水道施設」として発注した配水管布設工事は、第5条第1号及び2号の規定に関しては「管工事」の実績とみなす。

附 則

この基準の改正は、平成23・24年度の格付けから適用する。

附 則

この基準の改正は、平成25・26年度の格付けから適用する。

附 則

この基準の改正は、平成27・28年度の格付けから適用する。

附 則

この基準の改正は、平成29・30年度の格付けから適用する。

附 則

この基準の改正は、平成31・32年度の格付けから適用する。

附 則

この基準の改正は、令和3・4年度の格付けから適用する。

附 則

この基準の改正は、令和5・6年度の格付けから適用する。

附 則

この基準の改正は、令和5・6年度の格付けから適用する。

附 則

この基準の改正は、令和7・8年度の格付けから適用する。

附 則

- 1 この基準の改正は、令和9・10年度の格付けから適用する。
- 2 令和7・8年度における入札参加資格の格付けにあたっては、第5条第1号の規定による工事成績は、従前の例による。

別表 1

工種 等級	土木一式 工事	建築一式 工事	とび・土工・ コンクリート工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
A	910 点以上	800 点以上	700 点以上	730 点以上	760 点以上	770 点以上	700 点以上
B	910 点未満 700 点以上	800 点未満 690 点以上	700 点未満	730 点未満	760 点未満 620 点以上	770 点未満 610 点以上	700 点未満
C	700 点未満 620 点以上	690 点未満			620 点未満	610 点未満	
D	620 点未満						

工種 等級	水道施設 工事	解体工事
A	660 点以上	700 点以上
B	660 点未満	700 点未満
C		
D		

別表 2

番号	項 目	数 値
1	(1)定期申請者 工種別の工事成績及び受注件数（定期申請者の認定日の前々年の１月１日から前年の１２月３１日までに完成した請負金額が１件２００万円を超える真岡市及び市内各土地地区画整理組合発注工事とする。ただし、随意契約による本体工事の関連工事及び附帯工事等は除く） (2)追加申請者 定期申請者に準ずる。	工事平均成績が７０点以上の場合（５９点以下の工事成績が含まれないこと） $\left(\text{工事成績の平均点数} - 69 \right) \times \left(\text{受注工事件数の平方根} \right) \times 2 + 20 \text{（点）}$ （小数点以下切り捨て） ※平均点数、平方根は小数第３位以下切り捨てとする。 ※建設共同企業体が請け負った工事については、その構成員それぞれが、工事成績が当該工事の成績である１件の工事を施工したものとして算出する。ただし、請負金額については、総額により判断する。
2	(1)定期申請者 表彰要綱に基づく表彰受賞者の受賞回数（定期申請者の認定日の前々年度から前年度までの受賞を対象とする。） (2)追加申請者 定期申請者に準ずる。	受賞対象工種ごとに 受賞回数×１０（点） ※建設共同企業体の構成員である場合は、受賞回数×５点とする。
3	(1) 定期申請者 指名停止等措置要領に基づく文書注意または指名停止の措置（定期申請者の認定日の前々年の１月１日から前年の１２月３１日までに受けた措置を対象とする） (2) 追加申請者 定期申請者に準ずる。	文書注意の場合 ２回以上 －５（点） 指名停止の場合 ２週間未満 －５（点） ２週間以上１ヶ月未満 －１０（点） １ヶ月以上 －１５（点） 複数回の措置を受けた者については、各措置の点数の合計を減ずる。
4	(1) 定期申請者 申請日直前の６月１日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条第７項に規定する事業主（常用雇用労働者数の総数が４３．５人以上である事業主）であって、同日現在において障がい者（同法第２条第２号に規定する身体障害者、同条第４号に規定する知的障害者及び同条第６号に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）を１人以上、かつ、法定雇用労働者数以上雇用しているとき 又は、申請日直前の６月１日現在において同法第４３条第７項に規定する事業主以外のものであって、障がい者を１人以上雇用しているとき (2) 追加申請者 定期申請者に準ずる。	該当している場合１０（点）

5	(1) 定期申請者 申請日において、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者を2年以内に3ヶ月以上継続して雇用した実績を有するとき 又は、管轄保護観察所に協力雇用主登録をしているとき (2) 追加申請者 定期申請者に準ずる。	雇用した実績を有する場合は10（点） 協力雇用主登録をしている場合は5（点） ただし、上記いずれかの加点とする
6	(1) 定期申請者 申請日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているとき 又は、一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にし、かつ当該計画に対して同法第13条の規定による同局長の認定を受けているとき（同法第15条の規定に基づく認定の取消しがあった場合を除く。） (2) 追加申請者 定期申請者に準ずる。	一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしている場合は5（点） 一般事業主行動計画を策定した旨の届出し、かつ当該計画の実績等に対して認定を受けている場合は10（点） ただし、上記いずれかの加点とする。
7	(1) 定期申請者 申請日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているとき 又は、一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にし、かつ当該計画に対して同法第9条の規定による同局長の認定を受けているとき（同法第11条の規定に基づく認定の取消しがあった場合を除く。）、若しくは県が実施する「男女生き活き企業」認定制度に基づく認定を受けているとき (2) 追加申請者 定期申請者に準ずる。	一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしている場合は5（点） 一般事業主行動計画を策定した旨の届出し、かつ当該計画の実績等に対して認定を受けている場合、若しくは「男女生き活き企業」認定制度に基づく認定を受けている場合は10（点） ただし、上記いずれかの加点とする。
8	(1) 定期申請者 申請日において、関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく、建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定を受けているとき (2) 追加申請者 定期申請者に準ずる。	認定を受けている場合は10（点）

9	(1)定期申請者 申請日において、真岡市消防団に6か月以上継続して加入している者を雇用しているとき (2)追加申請者 定期申請者に準ずる。	該当している場合10（点）
10	(1)定期申請者 申請日において、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる建設業労働災害防止協会に加入しているとき (2)追加申請者 定期申請者に準ずる。	該当している場合10（点）

- (注) 1 認定日とは選定要綱第5条第1項第1号の規定による資格審査の認定日をいう。
2 「定期申請者」とは選定要綱第2条第1項本文の規定による申請者をいう。
3 「追加申請者」とは選定要綱第2条第1項ただし書の規定による申請者をいう。